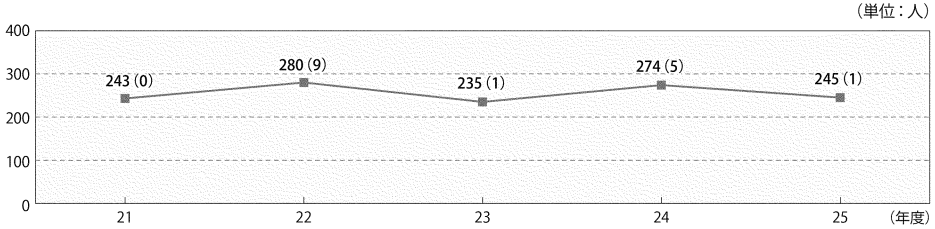
災害の発生状況を事故の型別にみると、「武道訓練」が前年度に引き続き最も多く、次いで「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「交通事故（道路）」となっており、これらの災害で全体の４分の３を占めている（図５－２）。

これらをまとめた災害状況については、各府省に提供し、類似の災害発生防止に向けて指導を行っている。

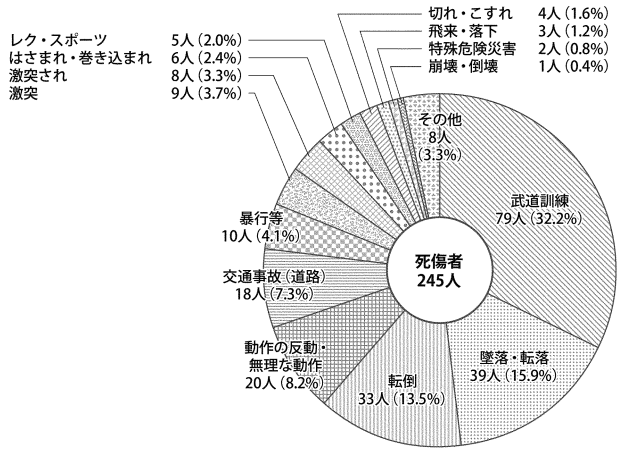
また、死亡事故等重大な災害については、更に詳細な報告を受け、的確な再発防止措置が講じられるよう指導するとともに、その後の措置状況について確認するなど、災害発生の防止の徹底に努めている。

図5-1　死傷者数の推移〔休業１日以上（平成21～25年度）〕



（注）（ ）内の数字は、死亡者数で内数である。

図5-2　事故の型別死傷者数〔休業１日以上（平成25年度）〕



⑵　設備等の届出等

各府省は、ボイラー、クレーン等安全管理上特に配慮を必要とする設備の設置等の際には、人事院に届け出ることとなっている。平成26年度は290台（設置193台、変更２台、廃止95台）の届出があった。

また、エックス線装置についても、同様に届け出ることとなっており、平成26年度は73台（設置37台、変更０台、廃止36台）の届出があった。

３　健康安全管理の指導及び啓発

⑴　健康安全管理の研修会

各府省の健康安全管理の担当者が健康安全管理に対する認識と実務についての理解を深めるよう研修会を開催している。平成26年度は、人事院の本院（参加者76人）のほか、北海道、関東、中部、中国、四国及び沖縄の６地区（参加者403人）で開催した。

⑵　国家公務員安全週間・健康週間

健康安全管理の推進について、広く職員の意識の高揚を図るため、毎年７月１日から「国家公務員安全週間」を、10月１日から「国家公務員健康週間」を実施している。各週間の実施に先立ち、職員からの標語の募集、人事院ホームページへの実施要領の掲載、電子データで作成した個々の職員向け広報資料を各府省の担当者に配信するなどしている。

また、平成26年度は、各府省の安全管理担当者による安全対策会議を人事院の本院（参加者36人）のほか、東北、関東、近畿、四国及び九州の５地区（参加者322人）において開催した。

４　東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に対しては、規則10―13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）及び規則10―５（職員の放射線障害の防止）等により、除染等関連業務等に従事する職員の被ばく線量の測定を義務付けるなど、職員の放射線障害防止に努めている。

第３節　セクシュアル・ハラスメント対策

セクシュアル・ハラスメントについては、規則10―10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）等により、人事院、各省各庁の長及び職員それぞれの責務を定めるなど、その防止等を図っている。

１　セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議等の開催

セクシュアル・ハラスメント防止対策を担当する職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議を人事院の本院及び各地方事務局（所）で開催し、担当者の認識を深め、各府省における施策の充実を図った。

また、セクシュアル・ハラスメントの苦情相談を受ける相談員を対象としたセミナーを人事院の本院及び各地方事務局（所）で開催し、相談員の知識、技能等の向上を図り、相談しやすい体制作りを促進した。

さらに、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを各府省の人事担当者等を対象として実施し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する職員の意識の向上、管理・監督者の果たすべき責務・役割についての理解の徹底を図った。

２　国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間

各府省において組織的、効果的にセクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組んでもらうよう、毎年12月４日から10日を「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と設定している。人事院においても防止週間の一環として、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する啓発、助言、情報の提供等に資するため、大阪市において「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム」を、札幌市及び名古屋市において講演会を開催した。

これらの講演会等においては、最近社会的な関心を集めている、いわゆる「パワー・ハラスメント」を含めた内容とすることにより、職場におけるハラスメント防止対策全般への理解の促進を図った。